

地方における住宅宿泊管理業の担い手確保に向けた関係団体等との意見交換会 議事要旨

1. 日時

令和4年12月7日（水）15：00～16：00

2. 場所

中央合同庁舎2号館国土交通省第2会議室A B（オンライン併用）

3. 出席者（敬称略）

一般社団法人マンション管理業協会試験研修部長	橋爪利之
一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会業務推進課長	結城 淳
株式会社東京リーガルマインド執行役員	渡辺 明
株式会社東京リーガルマインド資格事業本部申請課長	駒井洋介
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会事務局次長	飯島繁樹
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事（政策推進委員長）	泉 藤博
公益社団法人全日本不動産協会業務課長	遠藤文伸
一般社団法人日本ファームステイ協会代表理事・ 一般社団法人住宅宿泊協会代表理事	上山康博
一般社団法人日本ファームステイ協会賛助会員	大屋智浩
株式会社ポリフレクト代表取締役社長	宮田洋輔
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課課長補佐	溝口晃壯
観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室長	遠藤健人
国土交通省不動産・建設経済局参事官	峰村浩司

4. 議事要旨

配付資料をもとに、事務局より現行制度における住宅宿泊管理業の登録に必要な体制の概要、類似業種における既存の類似講習制度・内容の概要、新たに創設を検討する講習制度の概要について説明後、講習の制度設計、持続可能な講習とするための取り組み等についてご意見いただいた。

【主なご意見等】

<全体について>

- 地方部で空き家を民泊施設として利活用する場合、委託先の住宅宿泊管理業者が見つからず事業ができない声を聞いてきた。今回の規制緩和を通じて少しでも地方の空き家問題が解消される方向に向かえば良い。
- 住宅宿泊事業の安全・安心が確保される形で、管理業の担い手を育てる必要がある。他者の重要な資産を預かって管理業を行う点に留意が必要。

<講習の組立てについて>

- （要望団体のご意見）講習の受講者数については明確な見込みがあるわけではない。できればコスト的に負担の少ない形でスタートしたい。なお、すでに別事業で研修、検定等を行っており、e-ラーニング等の仕組みはあるので研修自体を実施することは可能。
- （既存講習団体のご意見）宅地建物取引士等の資格試験に関する知見があるので、テキストの提供や講師となる弁護士等の紹介は可能。広報面での協力も検討したい。
- 既に資格を持っている者にも役立つコンテンツとして、ホスピタリティの部分等もオプションとして盛り込んでいきたい。
- 登録実務講習機関の登録更新は案とされている3年程度が適切と思料。

以 上